

第9 内装制限

1 内装の仕上材料

(1) 不燃材料（建基法第2条第9号）

建築材料のうち、不燃性能（通常の火災時における火熱により燃焼しないことその他の政令で定める性能をいう。）に関して、次に定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めたもの（平成12年建設省告示第1400号「不燃材料を定める件」〔適合仕様〕）又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。

○ 不燃性能に関する技術的基準（建基令第108条の2）

建築材料に、通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後20分間次に掲げる要件（建築物の外部の仕上げに用いるものにあつては、1及び2）を満たしていることとする。

- 1 燃焼しないものであること。
- 2 防火上有害な変形、溶融、き裂その他の損傷を生じないものであること。
- 3 避難上有害な煙又はガスを発生しないものであること。

なお、国土交通大臣が定めた構造方法は、次に定めるものとする。

- | | | |
|--|-------------|---------|
| 1 コンクリート | 2 れんが | 3 瓦 |
| 4 陶磁器質タイル | 5 繊維強化セメント板 | |
| 6 厚さが3mm以上のガラス繊維混入セメント板 | | |
| 7 厚さが5mm以上の繊維混入ケイ酸カルシウム板 | | |
| 8 鉄鋼 | 9 アルミニウム | 10 金属板 |
| 11 ガラス | 12 モルタル | 13 しっくい |
| 14 石 | | |
| 15 厚さが12mm以上の石膏ボード（ボード用原紙の厚さが0.6mm以下のものに限る。） | | |
| 16 ロックウール | 17 グラスウール板 | |

(2) 準不燃材料（建基令第1条第5号）

建築材料のうち、通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後10分間、前(1)の技術的基準の要件を満たしているものとして、国土交通大臣が定めたもの（平成12年建設省告示第1401号「準不燃材料を定める件」〔適合仕様〕）又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。

なお、国土交通大臣が定めた構造方法は、次に定めるものとする。

- 1 不燃材料のうち通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後20分間令第108条の2各号に掲げる要件を満たしているもの
- 2 厚さが9mm以上の石膏ボード（ボード用原紙の厚さが0.6mm以下のものに限る。）
- 3 厚さが15mm以上の木毛セメント板
- 4 厚さが9mm以上の硬質木片セメント板（かさ比重が0.9以上のものに限る。）
- 5 厚さが30mm以上の木片セメント板（かさ比重が0.5以上のものに限る。）
- 6 厚さが6mm以上のパルプセメント板

第9 内装制限

(3) 難燃材料（建基令第1条第6号）

建築材料のうち、通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後5分間、前(1)の技術的基準の要件を満たしているものとして、国土交通大臣が定めたもの（平成12年建設省告示第1402号「難燃材料を定める件」〔適合仕様〕）又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。

なお、国土交通大臣が定めた構造方法は、次に定めるものとする。

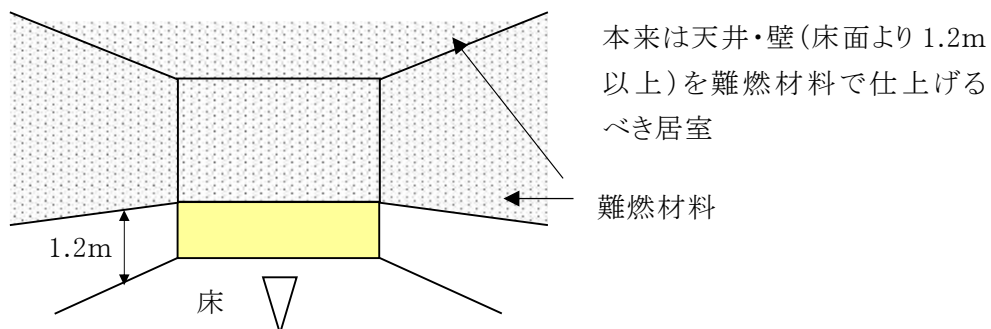
- 1 準不燃材料のうち通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後10分間令第108条の2各号に掲げる要件を満たしているもの
- 2 難燃合板で厚さが5.5mm以上のもの
- 3 厚さが7mm以上の石膏ボード（ボード用原紙の厚さが0.5mm以下のものに限る。）

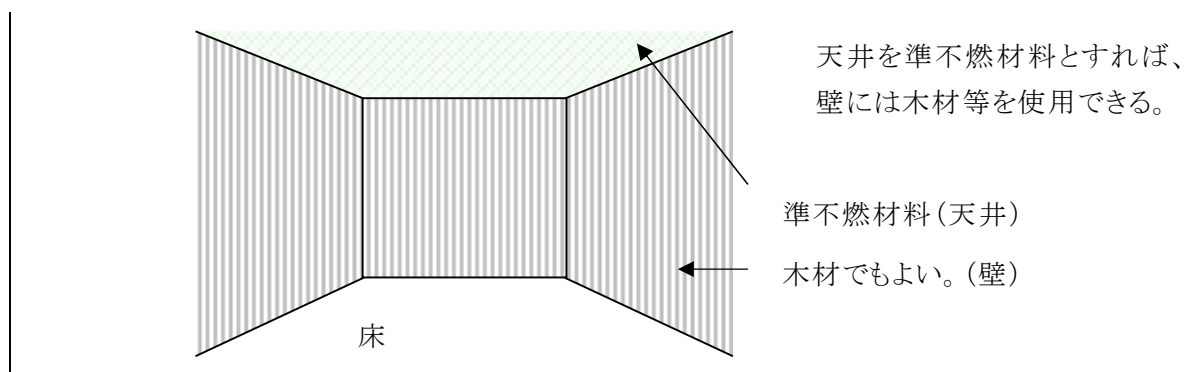
(4) 難燃材料でした内装の仕上げに準じる仕上げ（組合せによる内装仕上げ）

（建基令第128条の5第1項第1号ロ及び同条第4項第2号）

国土交通大臣が定める方法により国土交通大臣が定める材料の組み合わせ（平成12年建設省告示第1439号「難燃材料でした内装の仕上げに準ずる仕上げを定める件」〔適合仕様〕）は、次に定めるものとする。

- 1 難燃材料仕上げに準ずる材料の組合せは、次に定めるものとする。
 - (1) 天井（天井のない場合においては、屋根）の仕上げを準不燃材料ですること。
 - (2) 壁の室内に面する部分の仕上げを木材、合板、構造用パネル、パーティクルボード若しくは繊維板（これらの表面に不燃性を有する壁張り下地用のパテを下塗りする等防火上支障がないように措置した上で壁紙を張ったものを含む。以下「木材等」という。）又は木材等及び難燃材料ですること。
- 2 難燃材料仕上げに準ずる仕上げの方法
 - (1) 木材等の表面に、火炎伝搬を著しく助長するような溝を設けないこと。
 - (2) 木材等の取付方法は、次のイ又はロいずれかとする。ただし、木材等の厚さが25mm以上である場合においては、この限りではない。
 - イ 木材等の厚さが10mm以上の場合にあっては、壁の内部での火炎伝搬を有効に防止できるよう配置された柱、間柱その他の垂直部材及びはり、胴縁その他の横架材（それぞれ相互の間隔が1m以内に配置されたものに限る。）に取り付け、又は難燃材料の壁に直接取り付けること。
 - ロ 木材等の厚さが10mm未満の場合にあっては、難燃材料の壁に直接取り付けること。





2 内装制限の適用を受ける建築物等

建基法第 35 条の 2 により内装制限の適用を受ける建築物及びその部分は次表のとおりとする。

特殊建築物等の内装一覧表

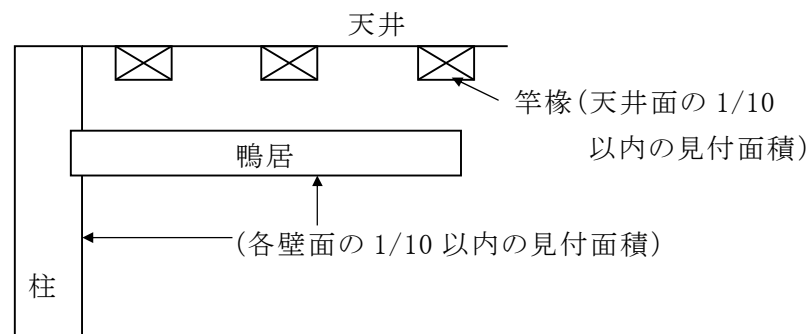
用途等		対 象 と な る 規 模			内 装 箇 所 (壁・天井)	内装材料
		耐火建築物	準耐火建築物	そ の 他		
①	劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場	客席の床面積の合計 ≥400 m ²	客席の床面積の合計 ≥100 m ² (注1)		居室(注1)	難燃(注2)
					通路・階段など	準不燃
②	病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る。）、ホテル、旅館、下宿、共同住宅、寄宿舎、児童福祉施設等(注3)	3 階以上の部分の床面積の合計 ≥300 m ² (注4)	2 階の部分(病院又は診療所については、その部分に患者の収容施設があるものに限る。)の床面積の合計 ≥300 m ² (注4)	床面積の合計 ≥200 m ²	居室(注1)	難燃(注2)
					通路・階段など	準不燃
③	百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店、物品販売業（加工修理業）の店舗（>10 m ² ）	当該用途に供する3 階以上の部分の床面積の合計 ≥1,000 m ²	当該用途に供する2 階の部分の床面積の合計 ≥500 m ²	当該用途に供する部分の床面積の合計 ≥200 m ²	居室(注1)	難燃(注2)
					通路・階段など	準不燃
④	自動車車庫、自動車修理工場	全 部			その部分及び通路など	準不燃
⑤	地階又は地下工作物内に設ける居室その他これらに類する居室で①～③の用途に供するもの	全 部			居 室 及 び 廊下、階段など	準不燃
⑥	大規模建築物（注5）	階数3 以上→延べ面積>500 m ² 階数2 以上→延べ面積>1,000 m ² 階数1 以上→延べ面積>3,000 m ²			居室(注1)	難燃
					通路・階段など	準不燃
⑦	住宅及び併用住宅の調理室、浴室等	――	階数2 階以上の建築物の最上階以外の階		調理室など	準不燃
⑧	住宅以外の調理室、浴室、乾燥室、ボイラー室等	――	全 部		調理室など	準不燃
⑨	無窓居室(注6)	当該居室の床面積>50 m ²			居室、通路、階段など	準不燃
⑩	建基法第28 条第1 項ただし書の居室(注7)	全 部			居室、通路、階段など	準不燃

第9 内装制限

- (注) 1 1.2m以下の腰壁部分を除く。
2 3階以上にある居室の天井には難燃材料は使用できないので、準不燃材料とする。
3 1時間準耐火構造の基準に適合する共同住宅等に供する部分は耐火建築物の部分とみなす。
4 100㎡(共同住宅にあっては200㎡)以内ごとに準耐火構造の床・壁・防火設備で区画されたものを除く。
5 学校等及び31m以下の②の項一定の建築物の居室で、100㎡以内ごとに防火区画されたものを除く。
6 天井又は天井から下方へ80cm以内にある部分の開放できる開口部が居室の床面積の1/50未満のもの。ただし、天井高6mを超えるものを除く。
7 温湿度調整を要する作業室等

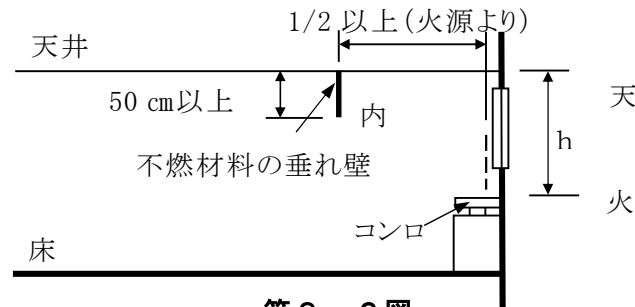
3 内装制限の適用除外

- (1) 自動式消火設備(スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備等)を設け、かつ、排煙設備(建基令第126条の3に適合するもの)を設けた部分
- (2) 火気使用室を除く学校等(学校、体育館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場)
- (3) 耐火建築物、建基法第2条9号の3イに該当する準耐火建築物又は建基法第27条第1項の規定に適合する特殊建築物(特定避難時間が45分間未満である特定避難時間倒壊等防止建築物を除く。)(以下「耐火・準耐火建築物等」という。)である建基法別表第1(イ)欄(2)に掲げる用途に供する建築物で、準耐火構造の床若しくは壁又は防火設備で100㎡以内ごと(共同住宅の住戸では200㎡以内ごと)に区画された居室部分(無窓の居室、地階・地下工作物を除く。)
- (4) 耐火・準耐火建築物等で、居室が100㎡以内ごとに区画(防火設備は遮煙性能を有し、かつ、常時閉鎖または作動をした状態にあるもの以外のもの)にあっては、火災により煙が発生した場合に自動的に閉鎖または作動をするものに限る。)され、建基法別表第1(イ)欄に掲げる用途に供するものでなく、高さ31m以下にあるもの
- (5) 耐火・準耐火建築物等である共同住宅の集会室、管理人室等の居室部分で、準耐火構造の床若しくは壁又は防火設備で100㎡以内ごとに区画されたもの
- (6) 複合用途建築物内の住戸の部分で、高さが31m以下の部分であって200㎡以内ごとに防火区画されたもの
- (7) 内装制限が適用される壁又は天井の部分に柱、梁等の木部が露出する場合で、柱、梁等の室内に面する部分の床面積が各面の面積の1/10以内のもの(昭和44年5月1日建設省住指発第149号)(第9-1図参照)



第9-1図

- (8) ダイニング・キッチンのように火気使用部分とその他の部分とが一体である室については、天井から 50 cm 以上下方に突出し、かつ、不燃材料で造り又は覆われた垂れ壁などで当該部分が相互に区画された場合で、区画外のその他の部分（昭和 46 年 1 月 29 日建設省住指発第 44 号）（第 9 - 2 図参照）



第 9 - 2 図

- (9) 季節的にストーブを用い又は臨時的にコンロ等（暖炉、炉など建築物の部分として設けた室は除く。）を用いる室（昭和 46 年 1 月 29 日建設省住指発第 44 号）

4 居室から地上へ通じる通路の取扱い

建基令第 128 条の 5 中の「その他の通路」には、通路入口等に属するロビーの類、避難専用道路、避難上必要な他の用途部分の通り抜け部分を含むものであること。（昭和 44 年 5 月 1 日建設省住指発第 149 号）

5 照明器具カバー、装飾用角材等の取扱い

- (1) 壁又は天井の照明器具のカバー等で内装制限の基準に適合しないものは、壁又は天井面に占める表面積の $1/10$ を超える場合は内装制限の対象とすること。（昭和 44 年 5 月 1 日建設省住指発第 149 号）（昭和 45 年 1 月 31 日建設省住指発第 35 号）
- (2) 次に掲げるものは、内装制限の対象としないことができるものであること。
- ア 壁、天井面に装飾用として設けた角材等（格子天井、よしず天井のように天井の一部を構成しているものを除く。）
 - イ 和室のさお縁、天井のさお縁

6 防火材料の表示

- (1) 成型品のマーク

不燃材料、準不燃材料及び難燃材料（以下「防火材料」という。）として認定されたもののうち成型品（工場で製造された規格品）については、工場等から出荷の際、その表面又は包装に表示マークを附することとなっているので施工前に確認すること。☞

- (2) 施工後の表示マーク

認定された防火材料については、各室又はこれに準ずる用途上の区分ごとに 2 か所以上に表示マークを附すること。☞

なお、表示マークについては、常時貼付しておくべきものではないが、明らかに表示からのみでは防火材料の区分等が不明のものについては意匠上差し支えない場

所（例えば点検口裏等）に貼付することで差し支えないこと。（昭和 44 年 9 月 2 日
建設省住指発第 352 号）

7 防火材料の施工上の留意事項

- (1) 火気使用設備周囲に断熱性のない鉄板等の材料を使用したり、湿度の高い場所にかさ比重が高い石綿等を使用すると、内装材料の防火性能が落ちることとなるので、使用場所に応じた材料を選択すること。☞
- (2) 認定された防火材料には、各材料別に附帯条件が附されるものがあるので使用場所、施工上の条件等を確認するものであること。
※ 附帯事項については、耐火・防火構造、材料等便覧（建設省建築指導課監修）等によること。
- (3) 内装の一部プラスチック系の断熱材料を使用する場合は、直接室内にその表面が現れないように（表面は断熱性を有する不燃材料で覆うことが望ましい。）するとともに引火点の低い接着剤が多く使われることから、あらかじめ危険物の取扱いについて指導しておくことが必要である。☞
- (4) 視認及び初期消火が困難となる場所に断熱材を施工する場合は、防災性能を有する外被を用いた不燃性の断熱材を使用すること。☞

ロックウールマット	グラスウールマット	
	耐炎	耐炎
		又は 

- (5) 断熱材を施工した天井等の部分にダウンライトを設置する場合には、原則として S 形ダウンライトを使用すること。ただし、ダウンライトの製造事業者が指定する施工方法により設置する場合はこの限りではない。☞
※ S 形ダウンライトとは、断熱材の施工に対し特別の注意を必要としないものであって社団法人日本照明器具工業会規格に適合するものをいう。

8 消防法令上の内装制限

- (1) 消防法令上の内装制限については仕上げについてのみであり、下地までは問わないものであること。ただし、クロス等の壁紙など下地材と施工方法との組み合わせにより防火材料の認定を受けているものについては、下地からを対象とする。
- (2) 内装制限の対象となる「壁及び天井の室内に面する部分」とは、単に居室（建基法第 2 条第 4 号に規定する居室であり、居住、執務、作業、集会、娯楽その他これらに類する目的のため継続的に使用する室をいう。）内に面する壁及び天井だけでなく、非居室、廊下、階段等も含めて当該用途に供する部分の壁及び天井の室内に面する部分であること。ただし、収納のために、人が内部に出入りするような規模、

形態を有していない押入（4㎡未満）その他これらに類するものの壁及び天井については、この限りでない。

- (3) 消防用設備等の適用に当たって、居室の壁については、床面からの高さが 1.2m 以下の部分も内装制限の対象となるものであること。
- (4) 前 1.(4)の組合せによる内装仕上げは、消防法令上の難燃材料で仕上げたものには該当しない。
- (5) 前 3.(7)及び前 5 の取扱いは、消防法令上も適用できること。
- (6) ユニットバス及びユニット式の家庭用サウナは、消防法令上の内装制限の対象外とする。

(7) 内装制限関係規定

- ア 令第 11 条第 2 項（屋内消火栓設備に関する基準）
- イ 令第 12 条第 4 項（スプリンクラー設備に関する基準）
- ウ 規則第 6 条第 2 項（大型消火器以外の消火器具の設置）
- エ 規則第 12 条の 2（スプリンクラー設備を設置することを要しない防火区画）
- オ 規則第 13 条（スプリンクラー設備を設置することを要しない階の部分等）
- カ 規則第 13 条の 6（スプリンクラー設備の水源の水量等）
- キ 規則第 26 条第 5 項（避難器具の設置個数の減免）
- ク 規則第 28 条の 2（誘導灯及び誘導標識を設置することを要しない防火対象物又はその部分）
- ケ 規則第 30 条の 3 第 1 項（連結散水設備に関する基準の細目）
- コ 平成 17 年総務省令第 40 号、平成 17 年消防庁告示第 2 号（特定共同住宅等の位置、構造及び設備を定める件）

【資料】

防火壁装材料

防火壁装材料は、壁紙単体ではなく、下地との組み合わせによって防火性能が決まる材料であり、同じ壁紙を用いた場合でも下地によって防火性能が異なる。このため、仕上げた状態では当該材料の防火性能の確認が困難である。この防火性能を確認するためのものとして、「製品情報ラベル・防火製品表示ラベル」と「防火施行管理ラベル」がある。

1 製品情報ラベル・防火製品表示ラベル

製品が製造工場から出荷される時に包装面に添付され、所定の下地と施工方法に基づいて仕上げられた場合は防火材料として認定されていることを表すラベル。

【製品情報ラベル（ホルムアルデヒド対応）・防火製品表示ラベル】

（J I S 製品様式）

製品情報ラベル				
ホルムアルデヒド等級 F☆☆☆☆		退色性・耐摩耗性		
JIS A 6921 認定番号: 号		材料構成		
製造業者				
品 番		寸法(有効幅cm×有効長さm)		
ロット番号		販売元		
日本壁装協会登録				
防 火 製 品 表 示 ラ ベ ル				
材料区分			防火種別	
基 材 の 種 類 (下地の種類)	防 火 性 能	施 工 方 法	認 定 番 号	
不 燃 材 料 (金属板及び不燃石膏 ボードを除く)				
不燃石膏ボード				
準 不 燃 材 料				
金 属 板				
・施工用接着剤は、JIS A 6922の品質規格に合格し、JISマーク表示されたもの、もしくはこれと同等の品質を有し、ホルムアルデヒド発数量が規制対象外の大径認定を受けたものを使用し、その使用量は、固形換算量で60g/m²(シーラー剤を含む)以下にしてください。 ・仮替を容易にするため、張り下地の表面にシーラー処理を施して下さい。 ・施工については、日本壁装協会制定による[防火壁装材料の標準施工法]を参照して下さい。 ・難燃材料に施工しても、防火材料としては認められません。 ・この壁紙は、認定条件通りに仕上げた場合、国土交通大臣より防火材料として認定されております。				
防火認定取得者				
日本壁装協会登録				
壁紙製品規格協議会様式				

【製品情報ラベル（ホルムアルデヒド対応）・防火製品表示ラベル】

（大臣認定様式）

製品情報ラベル			
ホルムアルデヒド等級 F☆☆☆☆		材 料 構 成	
大臣認定番号			
認定取得者			
品 番		寸法(有効幅cm×有効長さm)	
ロット番号		販売元	
日本壁装協会登録			
防 火 製 品 表 示 ラ ベ ル			
材料区分			防火種別
基 材 の 種 類 (下地の種類)	防 火 性 能	施 工 方 法	認 定 番 号
不 燃 材 料 (金属板及び不燃石膏 ボードを除く)			
不燃石膏ボード			
準 不 燃 材 料			
金 属 板			
・施工用接着剤は、JS A 6922の品質規格に合格しJSマーク表示されたもの、もしくはこれと同等の品質を有し、ホルムアルデヒド発熱量が規制対象外の大径認定を受けたものを使用し、その使用量は、固形換算量で60g/m²(シーラー剤を含む)以下にしてください。 ・張替を容易にするため、張り下地の表面にシーラー処理を施して下さい。 ・施工については、日本壁装協会制定による「防火壁装材料の標準施工法」を参照して下さい。 ・難燃材料に施工しても、防火材料としては認められません。 ・この壁紙は、認定条件通りに仕上げた場合、国土交通大臣より防火材料として認定されております。			
防火認定取得者			
日本壁装協会登録			
		壁紙製品規格協議会様式	

個別認定（新）

防火種別	防火性能〔施工方法／直張り（ ）内は下張り〕				
	不燃下地	不燃石膏ボード	準不燃下地	金属下地	難燃下地
1－1	不燃	不燃	準不燃	準不燃	
1－2	不燃 (準不燃)	準不燃 (難燃)	準不燃 (難燃)	難燃	
1－3	不燃	準不燃	準不燃		
1－4	不燃	不燃	準不燃	不燃	
1－5	不燃	不燃	準不燃	難燃	
1－6	不燃	不燃	準不燃		
1－7	不燃	準不燃	準不燃	不燃	
1－8	不燃	準不燃	準不燃	準不燃	
2－1	準不燃	準不燃	準不燃	準不燃	
2－2	準不燃 (難燃)	準不燃 (難燃)	準不燃 (難燃)	難燃	
2－3	準不燃	準不燃	準不燃		
2－4	準不燃	準不燃	準不燃	難燃	
2－5	準不燃 (難燃)	準不燃 (難燃)	準不燃 (難燃)		
2－6	準不燃	準不燃			
3－1	不燃	難燃	難燃		
3－2	不燃	不燃	難燃		
3－3	不燃	準不燃	難燃		
4－1	準不燃	難燃	難燃		
4－2	準不燃	準不燃	難燃		
5－1	難燃	難燃	難燃		
6－1	不燃	不燃			
6－2				不燃	
6－3	不燃	不燃		不燃	
6－4	不燃			不燃	
6－5	不燃				

○防火認定について

防火認定商品は、施工現場において基材となる下地材ごとに日本壁装協会制定による「防火壁装材料の標準施工法」によって仕上げた場合、国土交通大臣より防火材料として認定されます。ただし、通則の特定壁紙については特有の施工方法によるものもあります。

○防火種別について

左の数字1～5は旧通則認定における認定級に基づく区分(新規取得品を含む)です。また新たな下地との組合せによる新規認定取得品は6の数字で区分します。それから右の数字は級ごとの各々の連番を示し、旧通則認定商品と個別認定商品のいずれの防火性能も判別できるように記号化して分類をしています。

○施工管理について

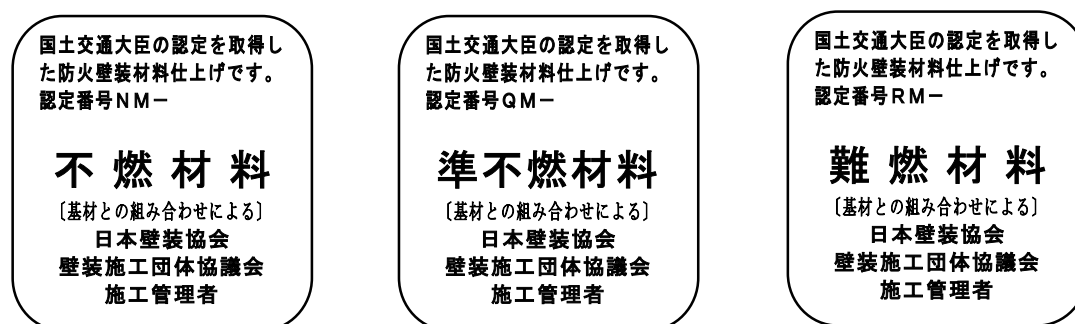
施工管理は、「申請者が直接施工を行う責任施工」または「申請者が責任をもって施工者を指導する」のいずれかでを行います。

2 防火施工管理ラベル

認定条件に基づいた施工方法で仕上げた印として施工現場の仕上げ箇所に添付される。

赤(不燃材料)、緑(準不燃材料)、青(難燃材料)の3種類があり、それぞれに委託施工用と責任施工用の2タイプがある。

なお、ラベル内には「認定番号」並びに「施工者登録番号」若しくは「施工管理者名」が記載されていないと無効となる。



【参考】関係条文

建 基 法	建 基 令	告 示
第 35 条の 2 (特殊建築物等の内装)	第 128 条の 3 の 2 (内装制限を受ける窓その他の開口部を有しない居室) 第 128 条の 4 (内装制限を受けない特殊建築物等) 第 128 条の 5 (特殊建築物等の内装)	「地階を除く階数が 11 以上である建築物の屋上に設ける冷却塔設備の防火上支障のない構造方法、建築物の他の部分までの距離及び建築物の他の部分の温度を定める件」(昭和 40 年建設省告示第 3411 号) 「難燃材料でした内装の仕上げに準ずる仕上げを定める件」(平成 12 年建設省告示第 1439 号)
第 2 条第 9 号(不燃材料)	第 1 条第 5 号 (準不燃材料) 第 1 条第 6 号 (難燃材料)	「不燃材料を定める件」(平成 12 年建設省告示第 1400 号) 「準不燃材料を定める件」(平成 12 年建設省告示第 1401 号) 「難燃材料を定める件」(平成 12 年建設省告示第 1402 号)